

8月6日(日)は、埼玉県知事選挙の投票日です

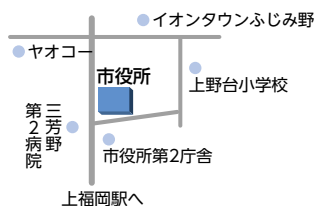
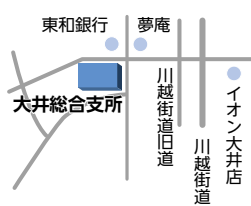
投票日 **8月6日(日)** 午前7時～午後8時投票場所は、世帯に郵送する
投票所入場券でご確認ください

投票日に仕事やレジャーなどの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

期日前投票日時

7月21日(金)～8月5日(土)**午前8時30分～午後8時**期日前投票は
どちらの場所でも
投票できます

期日前投票所

ふじみ野市役所本庁舎 1 階
ギャラリー (福岡 1・1・1)大井総合支所 1 階会議室
(大井中央 1・1・1)

投票できる人

年齢 平成17年8月7日までに生まれた人 (18歳以上)**住所** 令和5年4月19日までにふじみ野市に
住民登録し、引き続き市内に住民登録を
している人※令和5年4月20日以降に県内から転入して
きた人 (前住所地の選挙人名簿に登録され
ている人)は、前住所地で投票できますので、
前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせせ
ください。

入場券をお忘れなく

有権者 (投票できる人) に、投票所の入場券を郵送します。
世帯ごとに最大6人分の入場券が印刷されていますので、入場
券が届いたら、氏名や投票所などを確認し、投票の際に持参し
てください。入場券が届かないときや紛失したとき、投票所に持って行くの
を忘れたときは、投票所の係員に申し出てください。選挙人名
簿と照合し、本人かどうかを確認した上でその場で再発行します。
※二重発行を防ぐため、投票所以外での再発行はしません。

投票用紙の記入のしかた

投票用紙記載台に候補者氏名が掲示されています。投票用紙
の所定場所に候補者氏名を記入します。候補者以外の氏名や、
2人以上の氏名を記入すると無効票になります。

選挙公報の配布

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載し
ています。投票日の前々日までにポスティングで各家庭に配布
します。市役所など一部の公共施設にも置いてあります。

不在者投票、代理投票・点字投票、郵便投票

不在者投票 期日前投票期間中に投票ができない人は、滞在先
の選挙管理委員会 で不在者投票ができます。都道府県の選
挙管理委員会から指定された病院や老人ホームに入院・入所
している人は、施設内で不在者投票ができます。**代理投票・点字投票** 自分で文字が書けない人は投票所の補助
員が代理で記載する代理投票で、目の不自由な人は点字で投
票ができます。**郵便投票** 身体に重度の障がいがあり、投票所で投票できない
人は郵便で不在者投票ができます。ただし、一定の要件に該
当する人に限られ、「郵便等投票証明書」が必要です。※事前に手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、お早
めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

開票

日時 8月6日(日)午後8時45分から**場所** 上野台体育館 (福岡1・1・3)※投・開票速報は、市ホームページでご覧いただけ
ます。



ご案内

赤ちゃんの駅貸出し

市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うスペースとして、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。

貸出物品 移動式赤ちゃんの駅デ

ント、折りたたみ式おむつ交換台、授乳用椅子

申込方法 申請書(市ホームページで配布)にイベント情報が分かるチラシを添付し窓口で申し込む

子育て支援課

TEL049・262・90033



特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で生活する重度障がいのある人に手当を支給しています。申請には診断書などが必要です。

●特別障害者手当

対象 20歳以上で、身体や精神(知的を含む)に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別

の介護を要する状態(身体障害者手帳1〜2級の一部、療育手帳(A)程度の障がいがある状態と同等程度)にある人
※次に該当する人には支給されません①施設入所中②病院 診療所に3カ月以上継続して入院中③受給者が配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上。

手当額 月額2万7980円(2・5・8・11月にまとめて支給)

●障害児福祉手当

対象 19歳以下で、身体や精神(知的を含む)に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を要する状態(身体障害者手帳1〜2級の一部、療育手帳(A)の交付を受けている状態と同等程度)にある人
※次に該当する人には支給されません①障がいを支給事由とする年金を受給中②施設入所中③受給者が配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上。

手当額 月額1万5220円(2・5・8・11月にまとめて支給)
障がい福祉課
TEL049・262・90031

特別児童扶養手当

身体や精神(知的を含む)に障がいのある児童を家庭で育てている人に支給されます。

対象 次のいずれかに該当する19歳以下の児童を養育している人①おおむね身体障害者手帳1〜

後期高齢者医療・国民健康保険料(料)の通知を発送

令和5年度の国民健康保険料の納税決定通知書と後期高齢者医療保険料の通知書を7月中旬に発送します。通知書は納付方法ごとに作成しますので、年金天引き(特別徴収)と納付書または口座振替(普通徴収)の両方で納める人には2通届きます。詳しくは通知書をご覧ください。

納付回数 国民健康保険Ⅱ原則9回(7〜3月)、後期高齢者医療保険Ⅱ原則8回(7〜2月)
納期限 1〜11月は末日、12月は25日(納期限が土・日曜日、祝日の場合は翌平日)
※年度途中に課税内容が変更された場合は、変更や届出の翌月に再度保

険税料額を計算し通知します。
保険・年金課
TEL049・262・90039

在宅重度心身障害者手当の支給

心身に重度の障がいがあり、在宅で生活している人に対して手当を支給しています。現在受給している人は、手続きは不要です。

対象 次のいずれかの交付を受けている人

- ①身体障害者手帳1〜2級
- ②療育手帳(A)

タウンミーティング
～未来へつなごうふじみ野市～

7月中旬の開催予定は下表のとおりです。事前の申し込みは不要で、自治組織に所属していなくても参加できます。
TEL049・262・9003



開催日時	会場	主な対象
7月16日(日) 午前10時	鶴一会館	鶴ヶ岡一丁目町会
7月16日(日) 午後2時	中福岡集会所	中福岡自治会

後期高齢者医療制度からのお知らせ

TEL049・262・9020

被保険者証の更新

現在お使いの後期高齢者医療の被保険者証の有効期限は、7月31日(月)です。新しいものは、7月中旬〜下旬に簡易書留で発送します。令和5年度の市県民税の課税標準額により、一部負担割合が変更になる場合があります。

均等割額の軽減判定基準が拡大

均等割額の軽減判定基準が下表のとおり拡大されました。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	均等割額 軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下 ※令和4年度から変更なし	7割
43万円+29万円×被保険者数+10万円(年金・給与所得者の数-1)以下 ※令和4年度は28.5万円	5割
43万円+53.5万円×被保険者数+10万円(年金・給与所得者の数-1)以下 ※令和4年度は52万円	2割

令和5年度も、75歳の前日まで被用者保険の被扶養者であった人の保険料は所得割額がかからず、加入後2年を経過する月までの均等割額が5割軽減になります。

※被用者保険=協会けんぽ・健康保険組合・共済組合・船員保険のこと(市町村国民健康保険・国民健康保険組合は対象外)。
※保険料率(均等割額と所得割率)は令和4年度から変更なし。

耐震診断・耐震改修に関する補助制度

県では昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、病院や店舗、福祉施設などの多数の人が利用する一定規模

③精神障害者保健福祉手帳1級
※次に該当する人には支給されません①特別障害者手当、障害児福祉手当 経過措置による福祉手当のいずれかを受給している(一部例外あり)②施設入所中③市民税が課税されている(45歳以上で手帳の交付を受けた)
手当額 月額5000円(9・3月にまとめて支給)
※詳しくはお問い合わせください。
障がい福祉課
TEL049・262・90031

建築物のアスベスト対策に関する補助制度

県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有の恐れのある吹付け材の含有調査と



模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計や耐震改修工事の費用の一部を補助しています。
令和5年度から、除却工事については、多数の人が利用する建築物も補助対象になりました。
県建築安全課
TEL048・830・5527

空家のことば
困っていませんか

吹付けアスベストの除去等工事に対する費用の一部を補助しています。
県建築安全課
TEL048・830・5525



新たな空家の発生を抑制するため、NPO法人空家・空地管理センターと協定を締結し、空家管理サービスや空家活用相談業務を実施しています。
受付時間 午前9時〜午後6時
NPO法人空家・空地管理センター
TEL0120・336・3366

国民健康保険・後期高齢者医療「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」の更新

現在お持ちの各認定証は、7月31日(月)が有効期限です。引き続き国民健康保険の認定証が必要な場合は、改めて申請が必要です(申請した月の1日から有効)。

後期高齢者医療加入者で引き続き該当する場合は、7月下旬に新しい認定証を発送します。認定証を医療機関に提出すると、医療機関へ支払う一部負担金が自己負担限度額までとなります。入院などで医療費が高額になる場合はご利用ください。

申請に必要なもの 対象者の被保険者証

申請場所 保険・年金課、大井総合支所市民総合窓口課

対象者 国民健康保険=次のいずれかに該当する人①69歳以下で保険料の滞納がない②70歳以上の住民税非課税世帯③70歳以上で医療費の自己負担額が3割かつ課税所得が690万円未満、後期高齢者医療保険=①住民税非課税世帯②医療費の自己負担額が3割かつ課税所得が690万円未満

の申告内容をもとに審査するため、収入がない場合でも必ず申告が必要です。

免除全額・一部申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下・失業などの事由がある場合に、保険料が全額または一部免除

納付猶予申請 50歳未満で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予

学生納付特例申請 学生で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予

さかのぼり申請 保険料の納付期限から2年を経過していない期間

間は、さかのぼって免除申請することができます。申請が遅れると、万が一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

臨時特例免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響で納付困難となった場合、令和4年度分免除納付猶予は令和4年7月分から令和5年6月分、学生納付特例は令和4年4月分から令和5年3月分の申請まで可能です。
県川越年金事務所
TEL049・242・2657

ACCESS

情報アクセス

保健センターでは、Zoomを使って、テレビ電話形式での「こころのオンライン相談」を行っています。感染症対策のため外出せず自宅から相談したい人や、身体的理由で外出が困難な人も、安心して利用できます。まずは保健センターへお電話ください。

☎保健センター
TEL 0499・293・9045

こころのオンライン相談（要予約）



☎保健センター
TEL 049・2939045

時間 午後1時30分～4時30分
定員 各3人（申込順）
対象 市内在住・在勤の人
申込方法 電話
で申し込む
（要予約）

日程	場所
7月14日(金)	保健センター 分室（大井総合 支所 2階）
8月30日(水)	保健センター （フクトピア内）

日程・場所 左表のとおり

こころの健康個別相談



健康



蚊が媒介する感染症を予防しましょう

蚊が発生する季節を迎えます。ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊の活動が終息する10月下旬まで、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をお願いします。

・海外渡航前に、現地の流行状況を把握する。流行地域へ渡航する場合は、蚊に刺されないように万全な対策をする。

・蚊が多くいる場所で活動する際は、肌の露出を控え、虫よけ剤を使用するなどの対策を行う。

・住まいの周囲に蚊を増やさない。蚊は、植木鉢の受け皿など、小さな水たまりでも発生するため、日頃から住まいの周囲の水たまりをなくす。

☎蚊媒介の感染症Ⅱ県感染症対策課 TEL 048・830・3557
蚊の防除Ⅱ県生活衛生課 TEL 048・830・3606

広報板をご活用ください



市民グループなどが行うイベントのお知らせをする掲示物（ポスター）を「広報板」に掲示することができます。現在、広報板は公共施設や集会所前や道沿い

など、全113カ所に設置されています。ぜひご活用ください。

なお、掲示には、必ず事前の申請と許可印の押印が必要です。

利用条件 次のいずれかに該当するもの

- ①市が主催・協賛・後援する事業の掲示物
 - ②主に市内で活動している団体が公共施設で開催するイベントで、公共のコミュニティに供する掲示物
- ※「毎週〇曜日」など恒常的に行われるイベントや、会員募集などの掲示物は不可。

掲示期間 最長1カ月（貼る日、剥がす日を含む）

掲示物の大きさ A3判（29.7cm×42cm）以下

掲示物に必ず記載する項目 団体名、代表者名、電話番号などの連絡先

- 利用方法 ①申請書と掲示物（市への提出用1枚と掲示する枚数分）を市役所本庁舎3階広報広聴課へ持参し申請する
- ②承認を受けた上で、希望枚数分の掲示物に「掲示許可印」を押す
- ③掲示期限内に広報板へ掲示する

※過去に承認を受けた団体・内容の掲示物に限り、大井総合支所市民総合窓口課でも申請できます。

注意事項 掲示に使用する画びょうは、自分でご用意いただきます（ヘッドが平らなものは利用禁止）。

掲示板のスペースには限りがあるので、譲り合って利用してください。

「掲示期限を過ぎた掲示物が張られている」「掲示期限内に、掲示物を剥がされてしまった」などのご意見が多く寄せられています。ルールを守らない団体は、1回目は注意、2回目は1年間の掲示禁止となります。ルールを守ってご利用ください。

☎ 広報広聴課（TEL 049・262・9003）

ACCESS

情報アクセス



講座

脳トレ問題作成ボランティア養成講座

●レッツ！脳トレ問題

脳トレの問題を作成する「脳トレ問題作成ボランティア」を養成する講座です。作成した問題は、支部のサロン活動や地域の高齢者の介護予防に活用します。

日程 8月23日(水)、9月27日(水)、10月18日(水)（全3回）

時間 午後2時～3時30分

場所 介護予防センター2階

多目的ホール

講師 なぞとき探偵団（前回同講座の受講生）

対象 市内在住・在勤の人

定員 10人程度（申込順）

申込方法 7月5日(水)から電話で申し込む

☎ ふくし総合相談センターに
TEL 049・265・6300

鍵盤ハーモニカ（継続あり）

鍵盤楽器は誰でも楽しめるやさしい楽器です。童謡・歌唱演奏や楽譜の読み方から丁寧に指導します。

日時 7月5日(水)・19日(水)

午前10時～正午

場所 産業文化センター

定員 10人（申込順）

費用 3000円（月2回分、1回体験可500円）

申込方法 窓口か電話で申し込む

☎ 産業文化センター
TEL 049・269・4811

夏休みハンドメイド講座

夏休み期間の講座です。

●共通事項

■場所 市民交流プラザ（フクトピア）

■小学3年生までは保護者同伴

■3名以上で開講。

■申込方法 7月8日(土)午前9時から各講座開催日の7日前に申込書に参加費を添えて窓口で申し込む（申込順）

☎ 市民交流プラザ
TEL 049・264・7971

制作見本は施設内ポスターまたは市民交流プラザホームページをご覧ください。

☎デザイン書道 うちわ教室

お手本を見ながら、うちわに素敵な絵や文字を描こう。

日時 7月22日(土)午前10時～正午

定員 20人

費用 800円（材料費含む）



●本格的！ジェルキャンドル教室

海のイメージで作ります。完成品は翌日以降に渡します。

日時 7月22日(土)
午後1時30分～2時30分

定員 20人

費用 2500円（材料費含む）



●戦国武将のぼり旗制作と歴史裏話教室

大河ドラマに登場する6武将たちの旗を作りながら面白エピソードを紹介します。

日時 7月23日(日)

午後1時30分～3時

定員 20人

費用 600円（材料費含む）

●ステンドグラス風貯金箱教室

一辺25センチ以内で、好きな絵を描いて作る。

日時 7月29日(土)

①午前9時30分～10時30分

②午前11時30分～午後0時30分

③午後2時～3時

定員 各15人

費用 600円（材料費含む）



●韓国発！ハスワーク教室

好きな色の蓮紙を貼って作って飾ろう。



●SDGsに挑戦！打ち水大作戦（申込不要）

玄関前ロータリーに打ち水をして、気温を測って変化を見よう。

日時 7月29日(土)

午後3時20分～3時35分

●大人も子ども手作りしよう！ワークショップ（申込不要）

日時 7月30日(日)

午前10時～午後2時30分

費用 1制作につき600円、1000円（材料費含む）

初心者歓迎！シルバリング

焼くと純銀になる銀粘土で自分サイズの指輪を作りませんか。

日時 7月15日(土)

午後1時30分～4時

場所 市民交流プラザ（フクトピア）

対象 中学生以上

定員 12人

費用 3500円（材料費含む）

申込方法 7月10日(月)までに窓口か電話で申し込む

☎ 市民交流プラザ
TEL 049・264・7971

新型コロナワクチンのお知らせ

詳しくは市ホームページをご確認いただくか、新型コロナワクチン接種サポートセンターへお問い合わせください。



令和5年春開始接種を実施しています

令和5年8月末までの間、初回接種（1・2回目）を終了した①65歳以上の人②基礎疾患がある人③医療従事者などに接種対象者を限定し、オミクロン株対応ワクチンを1回接種できます。

なお、接種券が手元にあった場合でも、①～③の対象以外の方は接種することができません。

問合せ●新型コロナワクチン接種サポートセンター（TEL049・293・3722）午前8時30分～午後5時（平日のみ）
FAX049・264・8284（聴覚障がいのある人向け） E-mail:hokencenter-kami@city.fujimino.saitama.jp

予防接種を受けましょう

保健センター（TEL049・264・8292）

定期の予防接種を無料（公費負担）で受けるには、対象年齢や接種間隔・回数などに決まりがあります。母子健康手帳などで予防接種歴を確認し、かかりつけ医と相談の上、夏休みを活用するなど計画的に接種を受けましょう。

費用 対象年齢など決められた事項（右表）に該当する場合は無料（公費負担）

接種場所 実施医療機関（健康カレンダーや市ホームページをご覧ください）



対象 接種日時時点で市内に住民登録がある人

接種方法 実施医療機関に申し込む
※他の医療機関で接種する場合は、事前に保健センターへお問い合わせください。



種類		標準的な接種期間	接種回数
麻しん・風しん混合	1期	1歳～2歳未満	1回
	2期	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ	1回（来年3月31日まで）
日本脳炎	1期	3歳～7歳6カ月になる前日	初回2回、追加1回
	2期	9歳～13歳の誕生日前日	1回
	特例接種	平成15年4月2日～19年4月1日生まれの人で、20歳の誕生日前日まで ※平成17年度～平成21年度の積極的な勧奨の差し控えにより接種できなかった不足分が接種できます。詳しくは実施医療機関にお問い合わせください。	
二種混合（破傷風・ジフテリア）		11歳～13歳の誕生日前日	1回

※このほか、中学1年生～高校1年生相当の女子を対象にしたHPVワクチン接種もあります。詳しくは、健康カレンダーや市ホームページをご覧ください。



ACCESS 情報アクセス



健康

成人健康相談

（妊婦含む）（要予約）

日程・場所 7月6日（木）、8月9日（木）保健センター（フクトピア内）

7月19日（木）、8月10日（木）保健センター分室（大井総合支所2階）

※7月6日（木）と8月10日（木）は成人歯科健康相談を実施。

時間 午前9時30分～11時

内容 血圧測定、体脂肪率測定、尿検査、健診結果の見方、健康や栄養に関する相談など

保健センター

TEL049・262・9040

★ 集団乳がん検診 第2期

日時・場所 9月5日（火）6日（水）保健センター分室（大井総合支所2階）

9月8日（金）10日（日）12日（火）保健センター（フクトピア内）

※9月6日（火）12日（火）はマンモグラフィ撮影時に保育あり。

対象 30歳以上になる（平成6年3月31日以前に生まれた）女性

※昨年度に受診した人（本年度クーポン対象の人は受診可能）や治療中、授乳を終えて間もないなど、個人の状況により検診に適さない場合があります。詳しくは市



ホームページをご覧ください。

定員 各90人（抽選・申し込み人数により、中止する場合あり）

検診方法 マンモグラフィ（乳房X線撮影）

申込方法 7月3日（月）～28日（金）（消印有効）に①件名「乳がん検診希望」②名前・ふりがな③生年月日④住所⑤電話番号⑥受診希望日・場所（必ず第3希望まで）⑦必要な人のみ保育希望人数と年（月）齢を記入し、一人一通で窓口か郵送、電子申請で申し込む

※受付から終了までに、最大2時間程度かかります。時間に余裕のある日程を選んでください。受付時間の指定はできません。

受診決定通知 8月16日（水）までに

申込者全員に郵送

保健センター

〒356-0011 福岡1-2-5

TEL049・262・9040



★ 成人歯科健康診査

昨年度のふじみ野市成人歯科健康診査の受診者のうち、94%の人がむし歯や歯周病などでした。

この機会に市の歯科健診を受け、むし歯や歯周病などを早期発

見し、歯の喪失を防ぎましょう。

実施期間 7月1日（土）～12月28日（木）

実施場所 実施医療機関（健康カレンダーや市ホームページをご覧ください）

対象 18歳以上（平成18年3月31日以前に生まれた人）

対象外の人 ①現在治療中の

②本年度内に治療を受けた人

③埼玉県後期高齢者医療健康長

寿歯科健診の対象者（75歳以上昭和

22年4月2日～昭和23年4月1

日生まれ、80歳以上昭和17年4月2

日～昭和18年4月1日生まれ）

内容 歯と歯肉の健

診（歯周ポケット測

定）など

自己負担額 500円

※無料成人歯科健診対象者（左記と生活保護受給者は無料）（実施医療機関に受給証を提示）。

※健診の結果、治療などが必要となった場合、治療費は自己負担です。

受診方法 直接、実施医療機関へ

電話で「市の成人歯科健診希望」と伝えて予約し、受診する

●無料成人歯科健診

案内が届いた人は、ぜひ健診を受けてください。

対象 昭和58年4月1日～昭和59

年3月31日生まれの人（40歳

昭和38年4月1日～昭和39年3

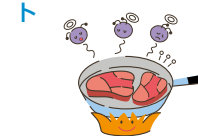
月31日生まれの人（60歳）

保健センター

TEL049・264・8292

食中毒に気を付けましょう

夏季は湿度や気温が高く、細菌による食中毒が発生しやすいです。原因の多くは、食肉を生や加熱不足で食べることに由来するカンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157などです。



●気をつけるポイント

①肉の生食は、食中毒のリスクがあります。たとえ生食用であっても、子どもや高齢者、抵抗力の弱い人は生食を控える。

②食肉を調理するときは、しっかりと加熱（75℃で1分以上）する。表面が焼けても、内部が生の場合があるため。

③肉は購入から調理まで、細菌が増殖しないように低温（10℃以下）で保存する。

④焼肉やバーベキューの際は、生肉に触れた箸やトングで、焼きあがった肉やサラダなどを食べないようにする。

⑤野菜・果物・調理済みの食品は、生肉やその肉汁と触れないようにする。

⑥生肉の調理に使用した包丁やまな板などは、その都度、洗浄消毒をする。

⑦生肉に触れた後やトイレの後には、手指の洗浄消毒をする。

朝霞保健所

TEL048・461・0468



広報 みんなの消防

消防長就任あいさつ

令和5年4月1日付で入間東部地区事務組合消防本部消防長に就任いたしました。近年の大規模かつ複雑化する自然災害や救急需要の増加に的確に対応するため、充実した消防組織体制の構築に取り組んで参ります。引き続き、「災害に強いまちづくり」に向けて関係機関と協力し、職員一丸となって地域防災力の向上に尽力して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



▲消防長 中川一諭

令和5年度「防火標語」募集

火災予防意識の喚起と防火意識の普及を図る目的で、あなたの「防火標語」を募集します。

入賞者には、賞状と記念品を贈呈し、入賞した防火標語は、1年間、火災予防運動などのPRに広く活用します。

募集内容 「住宅防火に関すること」をテーマとした標語

対象 ふじみ野市、富士見市、三芳町に在住・在勤・在学の人

応募方法 7月1日(土)～8月31日(木)に①郵便番号②住所③氏名(ふりがな)④年齢

⑤電話番号を明記し、郵送、メール、ファクスか消防署・分署に備え付けの応募箱へ投函して申し込む

☒ 入間東部地区事務組合消防本部消防総務課(〒356-0058大井中央1-1-19 TEL049-261-6007、FAX049-261-4395、✉yobo-01@irumatohbu119.jp)

消防救助技術指導会

消防救助技術の正確性とタイムを競い合うことで、相互の技術向上を図る「埼玉県第2ブロック消防長会消防救助技術指導会」が5月13日に東消防署消防訓練場で開催されました。当組合からは8チーム31名が出場し、日頃の訓練の成果を発揮しました。引き続き、皆さんの期待に応えられるよう、技術の向上に取り組めます。



▲ロープ応用登はん

令和6年4月1日採用 消防職員募集

試験日 9月17日(日)

試験会場 入間東部地区事務組合消防本部

採用人員 消防職員3人程度

試験区分 大卒(平成9年4月2日以降生まれ)、短卒(平成11年4月2日以降生まれ)、高卒(平成13年4月2日以降生まれ)、救急救命士(平成9年4月2日以降生まれ)

申込方法 7月24日(月)～8月4日(金)(消印有効)に指定書式(事務組合ホームページ、消防総務課・各署・分署で配布)を郵送で提出する

☒ 入間東部地区事務組合消防本部消防総務課(〒356-0058大井中央1-1-19 TEL049-261-6004)

救急活動基本手技研修会

救急隊経験の浅い隊員を対象として、4月18日・20日の2日間、救急活動基本手技研修会を実施しました。

多種多様な救急現場で活動するため、経験豊富な指導救命士が若い救急隊員に状況判断や技術指導を行いました。救急隊のレベルアップのため、今後も様々な研修を行い、皆さまの期待に応えられるよう、救急業務の充実を図ります。



▲研修会の様子

入間東部地区事務組合
ふじみ野市・富士見市・三芳町

URL <https://www.irumatohbu119.jp/> ✉ shobo@irumatohbu119.jp

■ 火災の問い合わせ TEL 049-263-0119(音声案内)

■ 救急病院のご案内 TEL 049-261-6031(休日・夜間)



医療・介護サービスの適切な利用のお願い

ー ハラスメント行為にご注意くださいー

☎ 高齢福祉課 (TEL 049・262・9038)



高齢化が進み、医療・介護サービスの需要が高まる一方、医療・介護人材が不足しています。そのような状況のなか、利用者や家族などによる従事者へのハラスメント行為が問題となっています。

市では、ハラスメントによる医療・介護従事者の離職を防ぎ、従事者が安心して働くことができる職場環境づくりや、利用者が必要なサービスを適切に受けることができる地域づくりを目指しています。

住み慣れた地域で安心して生活していただくために、サービスの適切な利用へのご理解とご協力をお願いいたします。

種類	ハラスメント内容	例
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	威圧的な態度で文句を言い続ける、大声で怒鳴る、理不尽な(業務外の)サービスを要求・強要する
身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	体をたたく、ひっかく、つねる、物を投げる、唾を吐く、刃物を出す、お茶などをかける
セクシュアルハラスメント	性的な誘い掛け、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為	身体をさわる、卑猥な言動をする、抱きつく
その他	悪質クレームやストーカー行為など	長時間の電話、特定の職員につきまとう

熱中症予防の5つのポイント!

これから暑い時期を迎えるにあたり、「熱中症予防5つのポイント」を活用して予防しましょう。市では、環境省より熱中症警戒アラートが発令されると、「ふじみ野Fメール(防災情報)」でお知らせを配信します。熱中症以外にもさまざまな情報を発信しています。登録方法は、市ホームページをご覧ください。



①高齢者は上手にエアコンを

高齢者や持病のある人は、暑さで徐々に体力が低下し、室内でも熱中症になることがあります。節電中でも上手にエアコンを使いましょう。周りの人も、高齢者のいる部屋の温度に気を付けてください。

②暑くなる日は要注意

熱中症は、暑い環境に長時間さらされることにより発症します。急に暑くなる日は、体が暑さに慣れていないため要注意です。夏の猛暑日は、湿度が高いと体からの汗の蒸発が妨げられ、体温が上昇しやすくなってしまいます。猛暑の時は、エアコンの効いた室内など、早めに涼しいところに避難しましょう。

③水分はこまめに補給

のどが渇く前に水分を補給しましょう。

汗をかくと体内の水分とともに塩分やミネラルも奪われてしまいます。大量の汗をかいたら、水分とともに塩分も取りましょう。ビールなどアルコールを含む飲料は、かえって体内の水分を出してしまうため水分の補給にはならず、逆に危険です。

また、高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくい傾向がありますので、こまめに水分を補給しましょう。寝る前も忘れずに!



④「おかしい!？」と思ったら病院へ

熱中症は、めまい、頭痛、吐き気、倦怠感などの症状から、ひどいときには意識を失い、命が危険になることもあります。「おかしい」と思ったら、涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

⑤まわりの人にも気配りを

自分のことだけでなく、ご近所で声を掛け合うなど、まわりの人の体調にも気を配りましょう。

スポーツなど行事を実施する時は気温や参加者の体調を考慮して熱中症を防ぎましょう。

